

山形県口腔保健支援センター設置運営要綱

(設置)

第1条 やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例（山形県条例第49号）及び健康やまがた安心プラン（平成25年3月策定）に基づき、県民の歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条第1項に規定する機関として山形県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に設置する。

(業務内容)

第2条 支援センターは、次の業務を行う。

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月10日公布・施行）」に基づき、下記施策を実施するため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関

- (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- (3) 障がい者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

(組織)

第3条 支援センターにセンター長、副センター長を置く。

- 2 センター長は、がん対策・健康長寿日本一推進課長を充て、センターを代表し、その事務を統括する。
- 3 副センター長は、がん対策・健康長寿日本一推進課課長補佐（健康・疾病予防担当）を充て、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 支援センターの事業に係る庶務は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。